

議案第70号

葛飾区児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月12日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

細田児童館を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区児童館条例の一部を改正する条例

葛飾区児童館条例（昭和41年葛飾区条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表葛飾区細田児童館の項を削る。

付 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。